

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	s01853	施設名称	飯高歯科診療所(飯高歯科診療所)		
所在地(住所)	松阪市飯高町宮前1103番地2				
					
根拠条例	松阪市飯高診療所条例	担当部署	健康ほけん部 健康推進課		
設置年度	平成 2年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	市民の歯科に関する健康維持、増進のために各種検診、相談、健康教育等、保健福祉の推進を図るための拠点及び地域福祉の場とし、健康づくりを更に徹底して行うため、「飯高歯科診療所」を設置した。				
施設の設置目的に沿った運営状況	僻地における歯科に関する地域の医療機関として、無くてならない施設となっている。一般社団法人松阪地区歯科医師会を管理者とする指定管理施設で使用料は発生しない。診療報酬を収入とし、専従者を事務員とするなど経営には努力をしている。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	5台				
土 地	敷地面積	389㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	飯高歯科診療所			
	用途	診療所	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上1階・地下0階	
	建築年月	平成 3年 3月27日	建物取得費(全体)	42,280,000円	
	延床面積	151.6㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	9:00~18:00	休所(館)日	木・日・祝祭日
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社団法人松阪地区歯科医師会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成21年 4月 1日	至	平成26年 3月31日
業務内容	施設の維持管理と、診療業務における医療サービスを利用者に提供するとともに、市民の健康管理と福祉の増進を図る。		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費					0					
光熱水費										
保守点検委託料										
賃借料										
修繕費										
その他の経費										
人件費					0					
職員等					0					
非常勤職員					0					
①小計					0					
②小計					0					
④合計(①+②)-③					0円					
市民一人あたりのコスト					0.00円					
財源		補助金等収入				その他収入				
		使用料等収入				③年間収入合計		0円		

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
一日平均利用者数	人	3	3	2

(6)関連情報

類似施設	宮前診療所	近隣施設	宮前診療所
------	-------	------	-------

(7)その他

管理・運営上の問題点	地域の歯科医療の拠点となる施設であるため、継続をしていく必要があると思われるが、患者の数が減少している事、同地域内に個人開業の診療所が平成25年1月より開業したため、今後の当診療所の経営状況を確認しつつ継続について検討する必要があると思われる。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	

